

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：防災費 目：防災総務費

事業名 火山防災対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部防災課 山岳遭難・火山対策係 電話番号：058-272-1111(内2837)

E-mail：c11115@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 9,848 千円 (前年度予算額：7,179 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	7,179	0	0	0	0	0	0	0	7,179
要求額	9,848	0	0	0	0	0	0	0	9,848
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

戦後最悪の人的被害をもたらした平成26年9月の御嶽山噴火を踏まえて「岐阜県火山防災対策検討会議」で取りまとめた『御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策』に基づき、県内の各活火山（御嶽山、焼岳、白山、乗鞍岳、アカンダナ山）において緊急に取り組むべき火山防災対策について緊急性の高い事業から順次実施してきた。

令和4年は御嶽山がレベル2（R4.2.23～R4.623）、焼岳がレベル2（R4.5.24～R4.7.12）に引き上げられるなど火山活動の活発化が見られたことから、火山に関する理解や防災意識向上のための普及・啓発や火山防災対策推進のための人材育成等を進めるとともに、引き続き関係機関と連携しながら火山防災対策の充実・強化を図っていく必要がある。

また、平成27年7月に改正された「活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）」により、火山災害警戒地域に指定された4つの火山（御嶽山、焼岳、乗鞍岳、白山）について「火山防災協議会」の設置が義務付けられ、平成28年6月末までに全ての協議会が法定化され、知事が構成員として位置づけられた。

火山防災協議会では、火山現象の状況に応じた具体的な避難計画の策定や登山者等に対する情報伝達などが協議事項として定められるなど、県もその構成員として積極的に関与していく必要がある。

(2) 事業内容

- 火山防災協議会の運営
 - ・噴火警戒レベル引き上げや、火山活動が活発化した際に火山防災協議会において規制及び安全対策の検討を行う。
- 火山対策検討会議の運営
 - ・火山災害の発生の際に有識者等を集めた火山対策検討会議を開催し、対策を検討する。

○普及・啓発事業

- ・令和6年度は改正活火山法が施行され「火山防災の日」が制定されるほか、県内で初めてシェルター整備がされる予定であることから、火山防災協議会と協力のうえ、火山に関する理解や防災意識の向上を目的として、登山者や県民等を対象とした講演会の開催や例年の火山災害警戒地域の小中学校での火山学習教室の開催に加え、親子を対象とした火山学習教室を開催する。

○人材育成

- ・県・市町村職員の火山防災知識向上のための研修を実施するとともに、名古屋大学等研究機関との一層の連携を図り人材育成を推進する。

(3) 県負担・補助率の考え方

火山防災対策を推進するために必要な経費であり、県が負担すべきである。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	717	専門家報償費
旅費	1,814	専門家旅費、職員業務旅費
需用費	3,376	公用車燃料、協議会関係資料印刷費
役員費	335	通信運搬費
委託料	3,069	火山防災啓発事業啓発業務委託
使用料	450	公用車E T C使用料、会議使用料
負担金	87	科目履修に係る負担金
合計	9,848	

決定額の考え方

--

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

平成27年7月に「活動火山対策特別措置法」が改正され、平成28年2月に御嶽山、焼岳、乗鞍岳、白山が火山災害警戒地域の指定を受け、火山防災協議会の設置が義務付けられた。

同法に規定する避難計画や、火山ハザードマップ、避難確保計画、情報伝達などの様々な事項について、各火山の特質を考慮した上での検討を行う必要がある。

また、内閣府が設置した「火山防災対策推進検討会議」が、平成27年3月に「火山防災対策推進ワーキンググループ」が提言した取組み（御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について）のフォローアップを実施中。

(2) 後年度の財政負担

国の検討状況を注視しながら、「火山防災対策推進検討会議」及び各「火山防災協議会」において必要な火山対策について検討し、必要な経費を計上するとともに、国に対しても必要な支援を求めていく。

(3) 事業主体及びその妥当性

「活動火山対策特別措置法」の改正により、知事が火山防災協議会の構成員として義務付けられた。また、防災基本計画において、「県は、火山防災協議会を設置するなど、体制を整備するよう努めるものとする。」と明記されており、県がリードし火山防災体制を

強化していく必要がある。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成26年の御嶽山噴火を踏まえ、県内の各活火山（御嶽山、焼岳、白山、乗鞍岳、アカンダナ山）における効果的な火山防災対策を実施するため、現行の火山防災対策に係る課題を明らかにし、必要な火山防災対策を検討・実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標	
					(R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

火山防災協議会の事業内容は、「活火山対策特別措置法」を規定する各種計画の作成や防災体制の検討であり、検討結果を反映する成果目標を設定することは困難である。

（これまでの取組内容と成果）

令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県・市町村火山防災行政担当職員研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・9月13日、14日に各火山防災協議会構成機関担当者向けに開催 (2) 白山火山防災教室の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・10月5日に白川郷学園にて、火山防災教室を開催 (3) 焼岳火山防災教室の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・10月26日に栃尾小学校にて、火山防災教室を開催 (4) 焼岳住民避難訓練への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・11月11日に高山市、焼岳火山防災協議会主催の訓練に参加 (5) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・各火山（御嶽、焼岳、白山、乗鞍）防災協議会の総会、幹事会、事務局会議、情報伝達訓練等に参加
-------	---

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	平成27年7月に改正された「活動火山対策特別措置法」により、火山災害警戒地域に対し火山防災協議会の設置が義務付けられ、火山現象の状況に応じた具体的な避難計画などの警戒避難体制の整備に関し必要な競技を行うこととされており、県も構成員として積極的に関与していく必要がある。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 3	コロナウイルスの影響で、近年実施できていなかった、行政職員向けの火山防災研修会を実施することができ、各火山有識者を含めた「顔の見える関係」を構築することができた。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	「火山防災協議会」構成機関の負担軽減のため、焼岳・乗鞍岳の会議を同日に開催する等、開催方法の効率化を図った。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 平成26年9月の御嶽山噴火のような突発的な火山災害の発生も懸念されることから、県内の活火山における火山防災対策を早急かつ着実に実施していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 御嶽山を含めた県内の活火山における火山防災対策を着実に実施していくため、火山防災協議会構成団体などの関係機関と密接に連携し、非常時の対応体制の検討など、県の火山防災体制を強化する必要がある。
--